

令和6年度 教文ホールメイト 会員規約

本規約は、教文ホールメイトに入会された会員の方に対して、公益財団法人札幌市芸術文化財団運営 札幌市教育文化会館（以下「会館」という。）が提供するサービスなどについて定めるものです。

(会員)

第1条 教文ホールメイト会員（以下「会員」という。）とは、本規約を承認の上、会館への入会申込手続きおよび会費の支払が完了した上で、会員証の交付を受けた者をいいます。

- 2 会員の有効期限は、入会年度の4月1日またはそれ以降の入会した日から翌年3月31日までとします。

(会員証)

第2条 会員証および会員の資格を他者に転貸または譲渡することはできません。

- 2 会員証を紛失された場合は、速やかに会館へお申し出ください。この場合、所定の手続きを行うことにより、再発行を受けることができます。

(会費)

第3条 年会費は、2,000円とします。

- 2 年会費は、いかなる理由の場合でも、会館は一切返金をいたしません。

(会員サービス)

第4条 会館が企画する主催事業を割引料金で鑑賞または参加することができます。割引額は各催し物により会館が決定するものとします。

- 2 会館が年3回発行する情報誌「楽」、「act」の送付を受けることができます。
- 3 この他のサービスについては、随時会員にお知らせいたします。

(退会・資格停止およびカードの返却)

第5条 自己都合により退会する場合は、速やかに会館へお申し出ください。会員証の返却をもって退会とします。

- 2 会員の不誠実行為等により、他の会員に迷惑が及ぶまたは会館ならびに会員組織の運営に支障があると認められる場合は、その行為を行った会員の資格を停止することがあります。なお、資格停止中であっても、第3条2と同様、年会費については一切返金しないものとします。

(申請事項の変更)

第6条 氏名・住所等申請事項に変更が生じた場合には、速やかに会館へお申し出ください。お申し出が無い場合には、会館からの通知などが遅延または到着しないことがあります。

(個人情報について)

第7条 会館は、会員から提供を受けた個人情報を下記の目的に利用させていただくとともに、目的以外に利用しないこととします。

- (1) 会館からの催し等のご案内の送付
- (2) 会館が主催する公演・イベントのチケット販売業務
- (3) 会員との事務連絡
- (4) 会館の事業運営に関する統計調査

(規約の変更)

第8条 本規約は、会員組織運営上変更する場合があります。規約の変更が生じた場合は、会館から全ての会員に通知します。

(準拠法)

第9条 本規約に記載なき事項については、日本国の法令に則るものとします。

附 則

この規約は、令和6年2月1日から適用します。

<お問い合わせ先>

〒060-0062 札幌市中央区南2条西13丁目319 南大通ビル二条館4F
公益財団法人 札幌市芸術文化財団
札幌市教育文化会館 事業課 教文ホールメイト担当
TEL : 011-271-5822 FAX : 011-271-1916